

使用料の免除基準

利用目的	対象団体の例	施設使用料	冷暖房使用料
(1) 市が主催又は共催する事業等で使用するとき。（後援は対象外）	市、教育委員会、市の執行機関等	免除	免除
(2) 市内の私立認定こども園、高等学校が教育目的等で使用するとき。		免除	免除
(3) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共目的で使用するとき。		免除	免除
(4) 市内の公共的団体・市民活動団体等が公益目的で使用するとき。	地域コミュニティ協議会、子ども会、自治会、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、老人会、婦人会、文化協会、P T A、水利組合、社会福祉協議会、その他これらに準じて公共性が認められる団体	免除	免除
(5) 市内の体育団体、文化団体又は社会教育推進団体等が生涯学習、健康づくり及び地域福祉の推進に資する目的で使用するとき。	スポーツ協会加盟団体、文化協会加盟団体、ボランティア団体（社会福祉協議会で登録された者に限る。）、定期活動団体等	免除	1時間 200円
(6) その他協議会が必要と認めるとき。		協議会が定める額	協議会が定める額

備考

- この表において「公益目的」とは、不特定多数の者の利益その他の社会全体の利益に寄与すると認められる目的であることをいう。なお、免除対象団体であっても、参加費等を徴収するなど、公益性が認められない活動は、免除の対象とならない。
- この表において「定期活動団体」とは、次に掲げる全ての要件を満たす者をいう。
 - 会員が、自主的、主体的、民主的に運営すること。
 - 広く市民に開放し、誰もが入会でき活動できる団体であること。
 - 申請内容について情報公開に同意できる団体であること。
 - 団体間の連絡調整等を図る会議に出席できる団体であること。
 - 活動する施設の行事や美化活動に積極的に参加・協力できる団体であること。
 - 団体の構成人員が概ね4人以上で、そのうち半数以上が本市に在住又は在勤している団体であること。
 - 施設の使用について、1回あたり3時間以内及び1週間に1回以内であり、活動は6か月

以上継続して行う団体であること。

※1回あたり3時間及び1週間に1回を超える施設の使用料は全て有料とする。

- (8) 団体から支払われる講師への謝礼は原則として、1時間当たり総額3,000円（交通費を含む）以内とし、教材費等は実費とすること。
- (9) 必要書類（公共施設年間定期活動申請書、会員名簿、会計報告書）を提出できる団体であること。